

指導行政のポイント

改革関連3法案と“教育権論争”

菱村 幸彦

懸案の教育改革関連3法案が決まった。内容については、マスメディアで報道されているので、詳しくはそれをご覧いただくとして、ここでは別の視点から取り上げてみよう。

地方分権の流れに逆行するか

今回の3法案の作成過程では、国の教育権に対立する形で、2つの教育権が問題となった。1つは、地方の教育権。いま1つは、私学の教育権である。

まず、地方の教育権。地方教育行政法の改正法案では、一定要件のもとに、文部科学大臣が地方公共団体の教育に対し、勧告または指示の措置をとることができる旨の規定を盛り込んでいる。

この改正案について、知事会や市長会等は、地方分権の流れに逆行するものと強く反対した。国の地方に対する是正措置は、かつて地方教育行政法に規定されていたが、平成11年の地方分権推進一括法で廃止したばかりである。それを元に戻すというのは、地方の教育権をないがしろにするもので、納得できないというわけだ。

3法案の中で、この問題が一番難航することは当初から予想されたが、文科省が総理裁定という形に持ち込んだことで、意外と早く決着がついた。しかし、国と地方の教育権限の配分問題は、今後とも様々な場面で紛糾することは避けられないだろう。

次に、私学の教育権。国の地方の権限争いの陰に隠れた形で、あまりニュースにならなかったが、私立学校に対する関与の是非をめぐるかなり激しい綱引きがあった。問題は、地方教育行政法の改正法案に、私立学校に対する教育委員会の指導・助言・援助の権限を盛り込もうとしたことである。

中教審の審議段階で、私学関係者を中心に強い反対意見が出されたため、答申では、教育委員会の私

立学校に対する「指導」を否定し、「助言・援助」のみを是認した。しかし、私学関係者は、この答申にも強く反発し、法案作成の最終段階まで、政界に働きかけて法案化の阻止を図った。

これは私学の教育権(私学の自由)の主張である。欧米では、公教育の成立の過程で私学の自由が確立し、私立学校は、原則的に国の規制を受けない法制となっている。例えば、イギリスもフランスも私立学校には国のカリキュラム基準の適用はない。わが国では私立学校も公教育の一環のなかに組み込まれているが、教育委員会の統制下に入ることにはアレルギーが強い。

勢いのなかった教師の教育権論

ところで、教育権といえば、もう1つ、教師の教育権の問題がある。3法案の柱の1つになっている免許更新制は、教師の教育権とかかわりが深い。日教組は、免許更新制には、当初から反対を表明してきたが、大きな力にはならなかった。

事実、教育職員免許法の改正法案はわりとスムーズに決まり、教師の教育権の観点からの論争はほとんどなかった。日教組に往時の勢いがあったなら、免許更新制を定める教育職員免許法の改正法案は、激しい抵抗運動のターゲットになり、法案作成も紛糾したに違いない。

さて、地方の教育権、私学の教育権、教師の教育権に対峙するのは、国の教育権である。今回の3法案は、国の教育権を強化する方向にあるとみることができるが、議会制民主主義のもとで、国の教育権は、結局、国民の教育権を集約したものにはほかならない。その意味では、今回の3法案は、国民の教育権を優先したものと言えるのではないか。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売! ●3月13日刊 坂田 仰(日本女子大学)【解説】A5判130頁・定価1260円 教育開発研究所

新しい時代の新しい基本法を教育現場ではどうとらえたらよいか 条文を逐条解説!

『新教育基本法 〈全文と解説〉』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)